

ばばこうへい議員（日本共産党・京都市伏見区） 2021年12月8日

固定費補助や損失補填を行い、商店街の事業継続への支援強化を

【ばば議員】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、コロナ禍での地域経済対策、特に商店街振興についてお聞きします。コロナ禍が2年を迎えようとする中で、これまでは当たり前だと思っていたものが、生活や地域にとって欠かすことのできないものだということが浮き彫りになっています。その中の一つに商店街があると考えます。商店街では、観光客はもちろん、コロナ感染への心配や不安から、人出が大きく減ったところも多く、あらゆる業種で深刻な影響を受けました。そんな中でも、地元伏見区の商店街では、「コロナの感染が怖くてほとんど外に出ないが、毎日の買い物だけは商店街を通る。そうすると、顔見知りのお店の方やご近所さんと会ってちょっと挨拶できる」と嬉しそうに話すお年寄りがおられました。また、商店街のイベントなどに関わる街づくりプロジェクトの代表の方は、「ご近所のことは、おばあちゃんがどうしたか、お子さんがどうしているか、あの店の奥さんに聞けば何でもわかる」「商店街は一つのインフラ。公共的な役割を持った一種の公共物」だとおっしゃいました。他の商店街で伺っても、「商店街が地域にあることで、地域の安心安全に貢献できている」「住みやすい地域のベースに商店街がある」など、それぞれの地域で様々な役割を果たしていることが語られました。

そこでまずお聞きします。コロナ禍で、地域経済や地域コミュニティを守るという商店街がそもそも持っている役割の重要性が浮き彫りになったと考えますが、コロナ禍での商店街の果たす役割と、役割の公共性についてどのように考えておられるか、ご所見をお聞かせください。

そうした商店街への支援の実態がどうなっているのか。京都市内でも有数の規模を誇る三条会商店街は、「189店舗あって空き店舗は2つだけ」「組合加入は100%。制度を利用して、毎月1度は何かイベントをやっている」など、とても元気な商店街です。しかし、行政の支援についてお聞きすると、「コロナで手続きの簡素化なども進んでいる」と喜ぶ一方で、「でも、事務局がいるからイベントの企画や補助金の申請が出来ている」「事務局体制の無いところでは、非常に使いにくいと思います」と率直におっしゃいました。さらに、「うちは制度をたくさん使うので、情報などもたくさん届くが、それ以外のところはどうなっているのか」「大変なところこそ、モデルケースのような事業ではなく、10年20年の継続的な支援が必要だと思う」と、すべてのところに届く支援になっているのか、継続的な支援が必要との指摘もありました。

出町商店街は、「空き店舗が出てもほとんどはすぐ埋まる」と、商店街としてはとても元気です。しかし、補助金など行政の支援の話になると、「申請手続きや事業報告などは、実質数名の役員が手分けしてやっている。非常に負担が重い」「店の後継者問題もあるが、商店街の役員も後継者の確保はけっして簡単ではない」と話されました。こうした商店街ですら「何とかやっている」というのが実態です。

本府の商店街創生センターの商店街カルテを見せていただくと、三条会商店街や出町商店街のような店舗数又は来街者数が増えている商店街は、全体の約18%で、店舗の点在化が始まっていたり、点在化した状態が長期間にわたっている商店街が、全体の67%と大部分を占めています。しかも、

地域間格差も大きく、店舗や来街者が増えている商店街は全府で 54 となっていますが、そのうち 52 は京都市内です。乙訓、南丹、中丹、丹後には一つもありません。こうした状況は、創生センターが作られた 6 年前から、ほとんど変わっていません。これで、厳しい実態に本府の支援がしっかりとリンクしていると言えるのでしょうか。

本府では、今年度当初予算で新しい商店街づくり支援事業に取り組んでいます。その柱は、地域課題の解決に向けて、空き店舗を子どもの居場所や高齢者の居場所に活用するなど、NPO や学生などの取り組みと連携する商店街を支援する地域課題解決コミュニティ活性化事業です。地域コミュニティの核としての機能を強化することが一番急がれるのかという問題もありますが、そもそも事業を実施するための支援が同時に必要です。しかし、商店街創生センターは、本庁からの派遣の職員が 3 名と、北部地域への派遣も含めた 3 名の会計年度任用職員の計 6 名だけです。これでは、寄り添った支援が求められる 300 もの商店街に、知恵だしや事務手続きの支援、イベントなどの実施の手伝いなどができません。

今必要なのは、商店街が持っている多様な機能に光を当てながら、地域の生活の場として商店街が存在していけるように、それぞれの商店街や地域の実態に合わせてすべての商店街を全力で応援する取り組みです。そのためにも、地域づくりそのものから一緒に取り組むことが出来るようなものへ、センターの在り方を抜本的に見直すとともに、コロナ禍での各商店街への影響を地域との関わりも含めて実態調査を実施すべきと考えますが、いかがですか。

地域経済の疲弊が商店街でも深刻な影を落としています。営業自粛が解除されたものの、シャッターを閉めたままのお店なども少なくありませんし、再開していても「土日は少し戻った感じがあるが、平日はさっぱり」「感染再拡大の心配からか、忘年会の予約もほとんどない」という飲食店、「相変わらず厳しい状況が続いている」「また、感染が増えたらと思うと先は明るくない」という卸もしている酒屋さん、「人出が元に戻らないことにはどうしようもない」という小売店など、まだまだ先行きが見えない状況は変わっていません。中小企業団体中央会の 10 月の月次景況動向調査では、「人通りは急に増えてきたが、買い物の人はそれほど増えていない」という状況と同時に、「様々な物価の上昇が続いている。ますます消費者の財布のひもは固くなり景況が悪化している。」お年寄りも、「介護保険料が上がり年金支給額が年々減り、使うお金がなく年がら年中元気がない」など、消費全体が冷え込んでいる実態もリアルに報告されています。

コロナ感染が下火になったら元通りとはいかない実態が、地域経済の中にあります。今こそ、コロナ禍で苦しむすべての小規模事業者・商店が事業を継続できるために支援が必要です。損失補填や固定費への補助など、国に強く求めるとともに、府としても支援に全力を上げる必要があると考えますが、いかがですか。

【知事・答弁】 コロナ禍での商店街振興についてでございます。商店街の多くは、顧客と顔の見える関係を築くことで発展し、地域住民にとって気心の知れた身近な買い物の場であるとともに、これまでから地域コミュニティの核として公共性の面からも重要な役割を果たしてこられました。コロナ禍では、対面販売や集客イベントが制限され、商店街活動は大きな影響を受けましたが、一方で顧客が商品をよく知る店主と話をしながら、買い物ができるという商店街本来の魅力が見直され、その価値が再認識されているところでございます。また、危機克服会議では商店街が市町村や地域の団体などの多様な主体と連携し、地域コミュニティの課題解決をはかることが必要との提言がございま

た。そこで、今年度から「新しい商店街づくり総合支援事業」を実施し、商店街と地域が一体的に発展するための取り組みを支援しております。この事業を通じまして、商店街がまちづくり会社とともに商店街の空き店舗を改修し、地域の高齢者の生涯学習の場とシニアアカデミーを開設する事例など、他の商店街のモデルとなるとりくみも生まれているところでございます。引き続き、商店街が市町村や地域団体などと多様な主体と連携し、地域コミュニティの課題解決をはかる取り組みを支援することで、コロナ禍を乗り越え持続的に発展する商店街づくりを進めてまいりたいと考えております。

【鈴木商工労働観光部長・答弁】商店街創生センターについてでございます。少子高齢化や人口減少に伴う地域社会の構造変化が進む中で、地域の小売り商業やコミュニティの核としての商店街は大変厳しい状況にあります。府内には様々な特徴を持つ約300の商店街がありますが、活性化のためには商店街が立地する地域の特性や、商店街を形成している店舗の構成など商店街の実情をふまえたを行う必要がございます。

そのため、京都府では商店街活動を実践してきた京都府商店街振興組合連合会と共同で平成27年10月に商店街創生センターを開設し、商店街それぞれの実情に寄り添い、柔軟できめ細やかな支援を行ってまいりました。商店街創生センターでは、府内300商店街のカルテを作成し、昨年度までの6年間で、のべ2000回以上商店街を訪問し、個々の商店街の実情に応じた伴走支援を行ってまいりました。

その成果として、商店街自ら活性化計画を策定し地域の誰もが参加できる勉強会を開催し、地域ニーズを把握したことで加盟店舗数が倍になった事例や、さらに進んで商店街が地域住民とともにまちづくり会社を設立し、高齢者の見守りサービスや店舗誘致を行ったことで、来街者数の増加につながった事例など、地域づくりの段階から商店街創生センターが商店街と一緒に取り組んだ結果、活性化につながった事例が生まれています。コロナ禍の影響については、商店街創生センターが商店街を訪問して、来街者や固店の状況も含めた商店街の状況について直接把握し、伴走支援につなげているところです。

また、危機克服会議では、商店街関係者にも委員として参画いただき、コロナ禍の影響もふまえた商店街の今後の対応について意見交換し、先ほど知事から申し上げました提言も頂いたところでございます。今後とも商店街創生センターを中心に、市町村、関係機関が連携し、一つひとつの商店街と向かい合いながら、商店街がコロナ禍を乗り越え地域コミュニティの核となるようしっかり支援してまいります。

次に、中小企業に対する損失補填や固定費の助成についてでございます。

固定費支援による事業継続や雇用維持のベースとなる支援は国が担い、京都府は地域の産業特性に合わせた補助制度や中小企業へのきめ細やかな経営支援を行うことが重要であると考えております。この間、国に対して持続化給付金や家賃支援給付金の再給付、雇用調整助成金特例措置延長を繰り返し求め、このたび国の経済対策において新型コロナにより大きな影響を受ける事業者に対して、地域、事業所を限定しない形で事業継続の見通しが立てられるよう事業復活支援金の給付が閣議決定されたところです。京都府においても、昨年度は商店街の個店等がコロナから再出発するため、アクリル設置など簡易に実施できる対策から、感染症拡大防止のための店舗改修まで小規模事業者や個店等が事業継続できるよう、総合的に支援をおこなったところです。また、今年度は、経営改善を支援する知恵の経営ステップアップ補助金や中小企業経営改善緊急支援事業などにより、生産性向上をとおして

固定費削減につながる取り組みも含めて支援しているところです。今後も引き続き、あらゆる施策を総動員することにより、厳しい経営環境にある中小企業の事業継続と雇用維持に全力で取り組んでまいります。

【ばば議員・再質問】 1点再質問をしたいと思います。シニアアカデミーを実施しているところが出来た、自ら再生計画を立てたり、見守りサービスを始めた所がありますということがあったんですけども、丁寧な伴走支援をしているというけれども、それがすべての所に行き届くものになっているのかどうか。そして、そこがしっかりと使えるところまで支援が出来ているのかということが、やっぱり現場でお話を聞くと問題になっているわけで、例えば、店舗の減少が見られたり、点在化が始まっている商店街では「たくさん情報は送られてくるが、処理しきれない」「組合員も減っていく一方」「商店街で動かせるお金なんてほとんどない」など、こうした声がでできます。そういった商店街をどのような支援するのか、具体的にお聞かせ頂きたいと思います。

【再答弁・知事】 先ほど、ばば議員から例示がございました商店街は、活性化している例示だと思っております。300ある商店街の中には、その置かれている地域の状況、また構成している店舗など、非常に多種多様でございます。商店街振興センターでカルテをつくって、その処方箋について検討をしておりますけれども、商店街振興センターは商店街振興の核となるセンターですけれども、市町村、商工団体、商店街を振興する主体は様々ございます。そうしたものが、全体として、それぞれの商店街の特色にあった商戦を決め、それを支援していく。そうした組織の核としての商店街振興センターが果たすべき役割は大きいと思っておりますので、引き続き関係者総力を結集いたしまして、それぞれの商店街に合った支援策を講じてまいりたいと考えております。

【ばば議員・指摘要望】 再度、答弁をいただきまして、商店街創生センターでカルテを作って、そのカルテに基づいて様々な支援を行っていくということだったんですけども、現状、そういう風なことでいいのか、それが待てるような状況になっているのか。この6年を見ても、ほとんど商店街の状況というのは変わっていない。厳しいところは相変わらず厳しい状況のまま。こういう状況になっていて、私は、京都府下を見てもみましてもそうですけれども、大型店が野放図に増やされている一方で、京都府の施策が、全体を底上げするところまで至っていない。こういったことになっていない。その結果、商店街はどんどん疲弊していく。そして、大型店が無くなってしまえば、買い物難民を生み出していく。こうした事例は京都府内でも1つや2つということでは無いわけです。こうした中で、今元気な商店街ですら、10年後、20年後、展望が見とおせるかということ、中々見とおせない状況も同時にひろがっているわけです。だからこそ全体を引き上げる支援が必要なわけで、規模の小さなところ、商店が減少しているところなどは、事務手続きや取り組みをするのに必要な人の支援や、財政的に手厚い支援が欠かせません。また、そうした商店街にコロナ禍が深刻な影響を与えているわけですから、損失補填、固定費補助の実施でしっかりと底ざさえすることがどうしても必要だと思いますので、府の決断を強く求めておきたいと思っております。

中小企業支援と一体に雇用の安定を。賃金条項を含む公契約条例の実現を

【ばば議員】 次に、雇用の対策、最低賃金の引き上げに関わってお聞きします。

財界の求めに応じて、国が非正規雇用をあらゆる業種・職種に広げてきたことが、コロナ禍でも極めて深刻な影響を与えています。特に影響の大きい女性では、非正規雇用率が、今年9月現在で53.7%と、男性の2倍を超えています。ここをコロナが直撃をし、厚労省の自殺対策白書では、昨年、働く女性の自殺が1,698人に上り、過去5年の平均より28%も増えていることが明らかになっています。まさに、不安定雇用の異常な広がり、命をも奪う事態となっています。さらに、2019年に取り組みされた京都府内の最低生計費調査では、8時間労働で普通に暮らそうと思うと時給1,600円以上が必要と報告をされました。本府の最低賃金は、過去最高となった今年の引き上げ後でも937円で大きな隔たりがあります。しかも、この10年ほどで、最低賃金の全国平均の1.3倍以下で働く労働者が19.5%から31.6%と10%以上も増えており、最低賃金付近で働く労働者が急増していることが報告されています。

このように不安定で低賃金な働き方が、とりわけ若者や女性に押し付けられる中で学生バイトでも女性のパート・アルバイトでもダブルワーク、トリプルワークが急速に広がりました。我が党議員団が、ハローワーク前や街頭で行ったコロナ禍の生活実態調査では、「アルバイトを二つ掛け持ちしていたが、シフトがなくなり生活が出来ない」「突然の派遣切りでわずかな貯金を切り崩しながら職を探している」などの声が多く寄せられたように、ダブルワーク、トリプルワークで何とかつないできたこうした生活が、コロナ禍で壊れてしまっている。こうした事態がある。ところが、国や財界は、雇用の安定どころか、ギグワークや兼業・副業を進め、一方で最低賃金の引き上げは一步一步だといっています。

ギグワークとは、いわゆる請負労働者で、コロナ禍で急速に広がったウーバーイーツなど食べ物の配達宅配員などが有名です。時間に縛られない自由な働き方と言われますが、実際には、労働時間や最低賃金などの労働者としての権利はなしで、社会保険などはすべて自己責任、それで一件の基本配達報酬は300円程度、しかも仕事がなくなれば、即収入ゼロ。低賃金で不安定な働き方はそのままにして、それでは生活が出来ないのなら労働者としての権利の外にあるギグワークなどでの兼業・副業で補わせる。こんなことをすれば、労働者をさらに過酷な長時間過密労働に追いやり、企業の利益追求の道具として使い捨てにする働かせ方に、さらに拍車をかけることになります。

そこで伺います。国が非正規雇用を野放図に広げてきたことが、コロナ禍で影響をより深刻なものとしてきたことが浮き彫りになり、その転換が求められている中で、惨事に便乗するようなギグワーカーや兼業・副業を広げようとする財界や国の動きに対して、正規雇用が当たり前の雇用への転換と、中小企業への十分な支援と合わせた最低賃金の抜本的な引き上げを強く求めるべきと考えますがいかがですか。

国に声を上げることと同時に、行政としても賃金を含む労働環境の改善の先頭に立つことが本府には求められています。私は、その一つが賃金条項を含む公契約条例の制定だと考えます。

本年3月現在72の自治体で公契約条例が作られ、そのうち賃金規定を含むものは25自治体。コロナ禍以降に、新たに条例を作られた自治体は15自治体となっています。今年6月に、新たに賃金条項を含む公契約条例を制定した江戸川区では、「コロナ禍で苦境にあえぐ地元業者は多く、東京五輪後の景気減速への不安は大きい。下請け単価の切り下げを防止し、適正な賃金を確保する、持続可能な仕組みが必要だとして、賃金条項を定める公契約条例への移行に踏み切った」と区長の決断が報道されています。本府では公契約大綱が実施されて10年が経とうとしていますが、しかし、現場労働者からは、「引き上げられている設計労務単価と実際の受取り単価に大きな差がある」と何度も指摘

され、賃金条項を含む公契約条例の実施を求める声が上げられてきました。そうした声に対して、知事は「公契約大綱で対応する」と答弁されてきましたが、コロナ禍でもウッドショックや資材の高騰、不足、さらに原油高騰による燃料代の高騰など、下請け事業者や労働者、職人には様々な影響が出ています。コロナ禍や景気の冷え込みのしわ寄せが、下請け単価の切り下げにつながる。これでは、下請労働者や職人は安心して事業を継続したり、働き続けることが出来ません。全国の条例実施先行自治体では、業務委託・臨時職員の賃金アップなど、労働環境改善の効果も報告されています。今こそ、知事の決断が求められています。

そこで伺います。コロナ禍で、行政自らが発注する公共事業で、発注単価の根拠となる設計労務単価を割り込むことがないようにすることで、賃金も含む労働環境の改善を進める先頭に本府が立つべきです。賃金条項を定める公契約条例で、賃金も含む労働環境の改善につなげている全国の条例制定の経験に学び、賃金条項を含む公契約条例の制定に踏み出すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【鈴木商工労働観光部長・答弁】雇用対策についてでございます。京都府ではこれまでから、不本位に非正規雇用で働く方を正規雇用につなげることが重要であると考えており、「京都府就業支援人材確保計画」に基づき、令和3年9月までの3年半で4万人を超えの正規雇用を創出しております。今回のコロナ禍では、非正規雇用や女性などの立場の弱い方々が解雇・雇い止めになるなど、より大きなダメージを受けていることから、京都府では「京都未来塾事業」などにより離職者の安定的な正規雇用化への緊急支援取り組むとともに、国に対しても解雇や雇い止めを受けた求職者などに対する就労支援について、繰り返し要望をおこなってきたところです。

今議会で最終案を報告させて頂く予定の、新たな雇用プランのパブリックコメントにおきましても、「若者が安心して子どもを産み育てるためには、非正規雇用からより安定し継続的なスキルアップが期待できる正規雇用に転換することが大切」との意見も頂いており、安定的な正規雇用創出に引き続き取り組むとともに、柔軟かつ多様な働き方を希望する方々に対しても、充実した職業生活を実現して頂けるよう、就労環境の整備を含めた支援を行ってまいりたいと考えております。

最低賃金につきましては、労働者の生活の安定と向上に加え、経済の好循環による地域経済の活性化にとっても重要である一方で、賃上げの原資となる収益の拡大が求められる中小企業の生産性向上に向けた取り組みが不可欠であるとの認識のもと、着実に一步一步引きあげていくことが大切であると考えております。

長期化するコロナ禍での最低賃金の引き上げという厳しい経営環境を踏まえ、中小企業応援隊の伴走支援のもと、新たに中小企業経営改善緊急支援事業に取り組み、企業における賃金引き上げとともに、生産性向上の取り組みを支援しているところであります。

今後とも労働者の生活が安定し向上することと、企業の事業継続とのバランスを図りながら、賃金引き上げを実現するため、支援制度の充実などに対する要望するとともに、企業の生産性向上を通じた経営基盤の強化に向けた取り組みを進めてまいります。

【野本総務部長・答弁】賃金条項を含む公契約条例の制定についてでございます。

労働者の賃金等の労働条件は、労働基準法等の関係法令に反しない限り、労使が自主的に決定することとされており、最低賃金法とは別に、条例等で賃金の基準を新たに設けることにつきましては、

慎重に対応することが必要でございます。また労働者の賃金問題につきましては、公契約のみならず私契約を含めた統一的な見地から、ナショナル・ミニマムとして労働法制の中で対応されるべきものと考えております。

【ばば議員・再質問】 ご答弁をいただきました。公契約条例については同じ答弁が繰り返されているわけですが、実態はどうなっているかということを見て頂きたいと思うんですね。

設計労務単価は、政策的にこの間ずっと引き上げられてきて、平均は今 20,409 円となっています。全京都建築労働組合が毎年行なっている賃金アンケートを見ますと、現場労働者の単価は 14,553 円その差は 5,856 円。これ（労働者の単価）はほとんど上がっていませんから、どんどん（差が）開いていく状況になっているわけですね。コロナ禍で資材の高騰が起こっていますし、そうした状況になると、真っ先に労働者の賃金が当たり前のように削られていく。こうしたことを放置するのかわかっていうことが問われているわけで、そうした時にしっかりとそれを保障して、行政として労働環境の改善の先頭に立っていく。このことが求められているわけです。今こそ、賃金条項を含む公契約条例の実施を是非とも本府として決断をしていただきたい。このことは強く求めておきたいと思います。

雇用と最低賃金の問題で、一点再質問したいと思います。

柔軟な働き方や多様な働き方を求める方、こうしたことにも応えていくんだとおっしゃいますけれども、現状では不安定や低賃金であっても働かざるを得ない状況が現実には広がっている。コロナ禍で、ウーバーイーツで注文したら、二人のお子さんを自転車に乗せてお母さんが配達に来られた。こんなお話がありました。まさにこういった状況が現場で広がっていて、それすらコロナ禍で壊れ始めているということを私はしっかりと見て行かなければいけないと思います。そんな時に不安定で何の保障もないギグワーカーや兼業、副業を推進すれば、労働者をさらに過酷な長時間過密労働に追いやって、企業の利益追求の道具として使い捨てにされる。こんな働かせ方に拍車をかけるのではないのか。この点を、危険性として指摘をしましたが、ではこの点について本府はどのように考えているのか。再度ご答弁をいただきたい。

【鈴木部長・再答弁】 馬場議員の再質問にお答えいたします。

私どもは、これまでから不本意に非正規雇用で働く方々を、正規雇用につなげるのが非常に重要であると考えております。従いまして、そうした皆様方に対しまして、その時々事情に応じた、職業訓練でございましたり、あるいはまた、マッチングといったことを支援できるように制度化をしてまいってきているところでございます。現在でも、京都未来塾によりまして、生活基盤を保障しながら生活・職業訓練、それからマッチングにつなげる事業にも取り組んできております。引き続き安定的な正規雇用をめざして、そうした取り組みを充実してまいります。

【ばば議員・指摘要望】 ご答弁をいただきましたけれども、本当に実態を見て頂いているのかなというふうに思います。先程ご紹介したお母さんが、やっぱりそういった状況で働かざるを得ないという状況があって、それは不本意非正規の解消でやっているんだとおっしゃるわけですが、国は今フリーランスやギグワークという言葉を使って、この実態には向き合っていないという姿勢を示していて、こうした事は新しい言葉のように見えるけれども、実態はこれまで散々労働者を自分たちの

責任は放棄をして、労働者の労働力だけは搾取すると。こういった使い方として働かせてきた。こういった働き方そのものであります。

そうしたことが、今度のコロナ禍では、何の保障もない多くの労働者を生み出してきたということを、改めて見る必要がある。今本府がやらなければいけないのは、多様な働き方・柔軟な働き方、こんなことに逃げるのではなくて、正規雇用が当たり前の雇用の実現、中小企業への支援と一体に、生活できる最低賃金への抜本的な引き上げに全力をあげることです。府として、その役割をしっかりと果たしていただくことを強く求めて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました